

◎新潟県告示第154号

道路法（昭和27年法律第180号）第20条第1項の規定による兼用工作物の管理方法に係る協議が次のとおり成立した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県村上地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和8年3月6日

新潟県村上地域振興局長

1 道路の種類及び路線名

県道 村上朝日線

2 道路の位置

村上市羽下ヶ淵字稲葉下2114番1から同市下渡字前川原184番73まで

3 他の工作物の管理者の名称及び所在

名称 河川管理者 新潟県村上地域振興局長

住所 村上市田端町6番25号

4 他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容

(1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）以外の部分の改築、維持（路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルの範囲内を除く。）又は修繕

(2) 原則として道路専用施設以外の部分に係る災害復旧

5 管理の期間

令和8年1月19日から当該施設の存続する日まで